

保険期間途中での脱退やコース変更は原則できません。
新規加入や内容変更をされる際は、保障内容や支払保険料を
必ずご確認いただき、内容をご理解いただいたうえで、
申込締切日までに申込書をご提出ください。

グループ共済

令和8年度保存版

グループ共済

(生命保険部分) (損害保険部分)

年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付
新・団体定期保険【生命保険】
賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付
天災補償特約付熱中症補償特約付
食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

先進型医療サポート

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付
無配当団体医療保険【生命保険】

重病克服制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、
リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当
特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

療養給付制度

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】

グループ共済プラス

年金払特約付半年払保険料併用特約付
障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

入院保障制度

短期入院特約付手術給付特約付家族特約付
医療保障保険(団体型)【生命保険】

医療プラン

疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付
集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

療養給付制度(精神障害保障型)

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付
団体総合就業不能保障保険【生命保険】



【契約概要】・【注意喚起情報】はP5~11に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
※グループ共済(生命保険部分)、入院保障制度については、P13~14をご覧ください。

申込締切日 | 令和8年1月16日(金)

責任開始期 | 商品ごとに異なります。
(加入日) | 「はじめに」のページをご覧ください。

[契約者] 高知県市町村職員共済組合
[事務取扱] 一般財団法人高知県市町村職員互助会

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一年の備え

商品の名称

グループ共済(生命保険部分)

年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：令和8年4月1日(水)



万一年の備え

グループ共済プラス

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：令和8年4月1日(水)



ケガへの備え

グループ共済(損害保険部分)

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：令和8年4月1日(水)



病気・ケガへの備え

先進型医療サポート

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：令和8年5月1日(金)



重い病気への備え

重病克服制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付団体扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】
責任開始期(加入日)：令和8年5月1日(金)

商品の特長

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

配偶者

こども

ご加入いただける方についてはP37「加入資格」をご覧ください。

組合員で、17歳6ヶ月を超え75歳6ヶ月までの方

※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。

満18歳以上75歳6ヶ月までの方

(ご加入いただけません)

[年齢は令和8年4月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方(継続は75歳6ヶ月までの方)^{注●}

※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。

満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は75歳6ヶ月までの方)^{注●}

22歳6ヶ月までの方^{注●}

[年齢は令和8年4月1日現在の満年齢です。]

組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月までの方)

※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。

満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月までの方)

25歳6ヶ月までの方^{注●}

[年齢は令和8年5月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方(継続は75歳6ヶ月までの方)

※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。

満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は75歳6ヶ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和8年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

注★●は3ページをご確認ください。

はじめに

掲載ページ

注意喚起情報

契約概要

P.15

グループ共済(生命保険部分)

グループ共済プラス

グループ共済(損害保険部分)

P.39

先進型医療サポート

重病克服制度

入院保障制度

療養給付制度

療養給付制度(精神障害保障型)

医療プラン

P.57

ご注意いただきたいこと

P.59

P.61

次ページに続く

2

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方		
		本人	配偶者	子ども
 病気・ケガへの備え	<h2>入院保障制度</h2> <p>短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】 責任開始期(加入日)：令和8年5月1日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合) 	ご加入いただける方についてはP71「加入資格」をご覧ください。	
 休職への備え	<h2>療養給付制度</h2> <p>天災補償特約付所得補償保険【損害保険】 責任開始期(加入日)：令和8年4月1日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。 ●保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返りいします。 	組合員で、18歳以上64歳以下の方 ※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。	(ご加入いただけません)
 就業不能への備え	<h2>療養給付制度(精神障害保障型)</h2> <p>特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】 責任開始期(加入日)：令和8年5月1日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。 	組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月までの方) ※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。	(ご加入いただけません)
 重い病気への備え	<h2>医療プラン</h2> <p>疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】 責任開始期(加入日)：令和8年4月1日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気による継続して5日以上の入院、所定の手術などを保障します。 ●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。 	組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方(継続は75歳6ヶ月までの方) ※グループ共済(生命保険部分)への加入が必要です。	(ご加入いただけません)

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テスライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.8

退職後継続移行について(移行日 令和8年4月1日)

退職後継続の条件

退職日時点においてグループ共済(生命保険部分)に加入している組合員とその配偶者(子どもは継続不可)
退職後の新規加入、増額はお取扱いできません。

保険料の納付方法

退職後は、給与控除ができなくなるため、必ず「退職後継続確認書」兼「保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」をご提出ください。

登録口座より毎月の口座振替(口座振替の際、手数料385円/月をお支払いいただきます。)

はじめに

掲載ページ

注意喚起情報

P.69

契約概要

グループ共済(生命保険部分)

グループ共済プラス

グループ共済(損害保険部分)

P.77

先進型医療サポート

重病克服制度

入院保障制度

P.79

療養給付制度

療養給付制度(精神障害保障型)

医療プラン

P.83

ご注意いただきたいこと

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ共済プラス・グループ共済(損害保険部分)・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度・療養給付制度について記載しております。

グループ共済(生命保険部分)・入院保障制度については、P13~14をご覧ください。

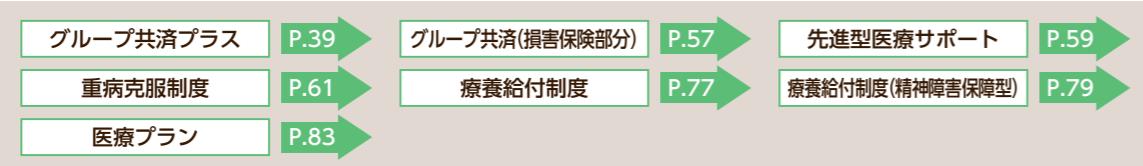
1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入了次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回は4月分から)
- 半年払保険料は賞与から控除します。(初回は6月分から)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)



グループ共済プラス・療養給付制度(精神障害保障型)は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[グループ共済プラス] [先進型医療サポート] [療養給付制度(精神障害保障型)] [医療プラン] [重病克服制度]

明治安田生命保険相互会社

[グループ共済(損害保険部分)] [療養給付制度]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ共済プラス・グループ共済(損害保険部分)・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度・療養給付制度について記載しております。

グループ共済(生命保険部分)・入院保障制度については、P13~14をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

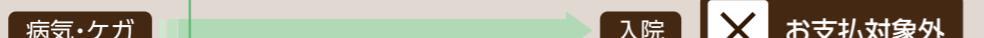
- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)



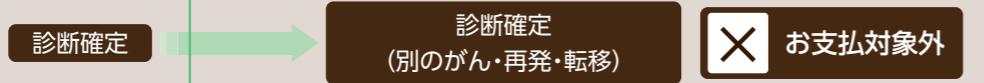
特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできません。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき
- 保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.86

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【グループ共済プラス・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度】
STEP1・2へお進みください。

【療養給付制度】
STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。
【グループ共済(損害保険部分)】
就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP1 まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

1 本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

2 配偶者・こども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

グループ共済プラス	重病克服制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	先進型医療サポート 療養給付制度(精神障害保障型) 医療プラン 療養給付制度
過去12カ月以内の健康状態	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
過去5年以内の健康状態	過去2年以内の健康状態	
●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。	●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。	
●重病克服制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。		
現在までの健康状態	●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	

<グループ共済プラス・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療プラン・重病克服制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

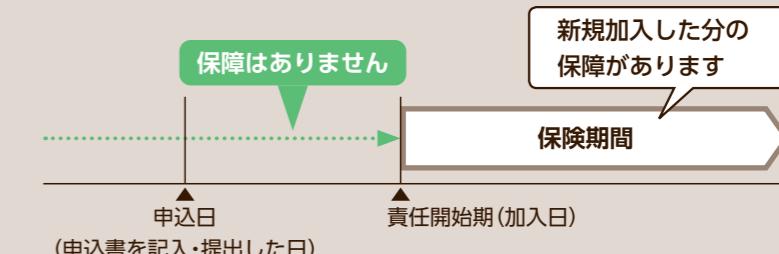
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

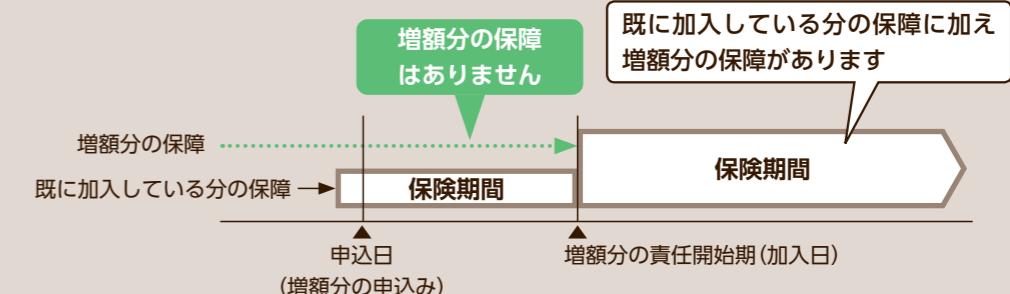
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに問わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<グループ共済プラス・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.101

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.9

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ共済(生命保険部分)(年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険)
入院保障制度(短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険(団体型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参考ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ共済 (生命保険部分)	P37	P37	P15	P37
入院保障制度	P71	P71	P69	P71

③ 配当金

グループ共済(生命保険部分)、入院保障制度は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

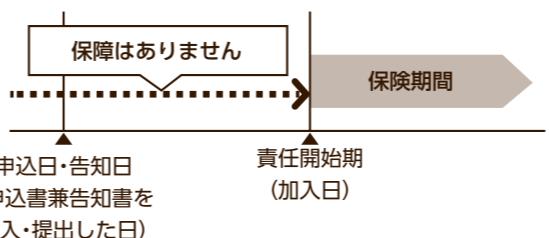
グループ共済(生命保険部分)、入院保障制度は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

新規加入の例

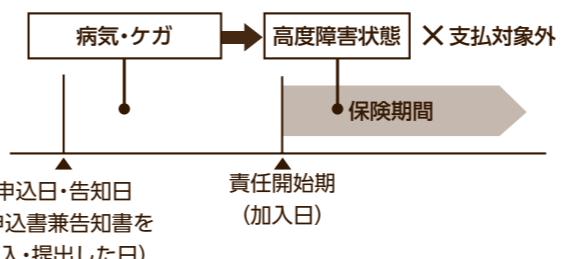


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ共済(生命保険部分) P38、

入院保障制度 P72

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社

中国・四国公法人部 四国公法人営業推進部
ご照会窓口 087-821-6811
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

グループ共済(生命保険部分)



意向確認
ご加入前の
ご確認

グループ共済(生命保険部分)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

加入対象者 本人 配偶者 こども

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

P15～P17記載のコース以外にご加入の方の保険金額・保険料はP34をご参照ください。

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
J1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	4,000	25	14.8	4,450	1,000	25	22.2	1,112
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
J2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	4,000	25	14.8	4,450	500	25	11.1	556
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
K1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,500	25	12.9	3,893	1,000	25	22.2	1,112
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
K2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,500	25	12.9	3,893	500	25	11.1	556
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
L1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
L2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
M1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
M2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
N1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
N2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
O1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
P1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-
H	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
I	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
J	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
K	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
L	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
M	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-

次ページの表に続く

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
N	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
O	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
P	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
Q	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	61～75歳 (S25.10.2～S40.10.1)	500	-	-	-	-	-	-	-
R	18～75歳 (S25.10.2～H20.10.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和8年4月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- ・年金特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金特約の取り扱いは協定書に定められています。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

配偶者	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
1,200	1,200
1,000	1,000
800	800
600	600
400	400
200	200
100	100

こども	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400
200	200
100	100

保険料

●保険料 (単位:円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
J1	18～35歳 (H2.10.2～H20.10.1)	3,040	1,960	4,610	2,970
	36～40歳 (S60.10.2～H2.10.1)	3,880	3,320	5,880	5,030
	41～45歳 (S55.10.2～S60.10.1)	5,280	4,000	8,000	6,060
	46～50歳 (S50.10.2～S55.10.1)	7,760	5,880	11,760	8,910
	51～55歳 (S45.10.2～S50.10.1)	11,920	8,320	18,060	12,600
	56～60歳 (S40.10.2～S45.10.1)	18,200	11,080	27,570	16,790
	61～65歳 (S35.10.2～S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66～70歳 (S30.10.2～S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2～S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2～S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2～S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2～S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2～S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405
	18～35歳 (H2.10.2～H20.10.1)	3,040	1,960	2,305	1,485
	36～40歳 (S60.10.2～H2.10.1)	3,880	3,320	2,940	2,515
J2	41～45歳 (S55.10.2～S60.10.1)	5,280	4,000	4,000	3,030
	46～50歳 (S50.10.2～S55.10.1)	7,760	5,880	5,880	4,455
	51～55歳 (S45.10.2～S50.10.1)	11,920	8,320	9,030	6,300
	56～60歳 (S40.10.2～S45.10.1)	18,200	11,080	13,785	8,395
	61～65歳 (S35.10.2～S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66～70歳 (S30.10.2～S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2～S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2～S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2～S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2～S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2～S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
K1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,660	1,715	4,610	2,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,395	2,905	5,880	5,030
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	4,620	3,500	8,000	6,060
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	6,790	5,145	11,760	8,910
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	10,430	7,280	18,060	12,600
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	15,925	9,695	27,570	16,790
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,660	1,715	2,305	1,485
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,395	2,905	2,940	2,515
K2	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	4,620	3,500	4,000	3,030
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	6,790	5,145	5,880	4,455
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	10,430	7,280	9,030	6,300
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	15,925	9,695	13,785	8,395
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
L1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,280	1,470	4,610	2,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,910	2,490	5,880	5,030
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,960	3,000	8,000	6,060
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	5,820	4,410	11,760	8,910
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	8,940	6,240	18,060	12,600
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	13,650	8,310	27,570	16,790
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405
L2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,280	1,470	2,305	1,485
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,910	2,490	2,940	2,515
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,960	3,000	4,000	3,030
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	5,820	4,410	5,880	4,455
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	8,940	6,240	9,030	6,300
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	13,650	8,310	13,785	8,395
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
M1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,900	1,225	4,610	2,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,425	2,075	5,880	5,030
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,300	2,500	8,000	6,060
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	4,850	3,675	11,760	8,910
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	7,450	5,200	18,060	12,600
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	11,375	6,925	27,570	16,790
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405
M2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,900	1,225	2,305	1,485
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,425	2,075	2,940	2,515
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,300	2,500	4,000	3,030
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	4,850	3,675	5,880	4,455
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	7,450	5,200	9,030	6,300
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	11,375	6,925	13,785	8,395
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
N1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,520	980	4,610	2,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,940	1,660	5,880	5,030
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	2,640	2,000	8,000	6,060
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	3,880	2,940	11,760	8,910
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	5,960	4,160	18,060	12,600
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	9,100	5,540	27,570	16,790
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405
N2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,520	980	2,305	1,485
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,940	1,660	2,940	2,515
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	2,640	2,000	4,000	3,030
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	3,880	2,940	5,880	4,455
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	5,960	4,160	9,030	6,300
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	9,100	5,540	13,785	8,395
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
O1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,140	735	2,305	1,485
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,455	1,245	2,940	2,515
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,980	1,500	4,000	3,030
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	2,910	2,205	5,880	4,455
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	4,470	3,120	9,030	6,300
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	6,825	4,155	13,785	8,395
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	760	490	2,305	1,485
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	970	830	2,940	2,515
P1	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,320	1,000	4,000	3,030
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,940	1,470	5,880	4,455
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	2,980	2,080	9,030	6,300
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	4,550	2,770	13,785	8,395
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508	4,321	2,285
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040	6,418	3,091
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708	8,411	4,103
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020	9,314	4,575
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388	10,350	5,133
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788	11,556	5,739
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228	12,981	6,405

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
H	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	3,800	2,450	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	4,850	4,150	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	6,600	5,000	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	9,700	7,350	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	14,900	10,400	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	22,750	13,850	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	3,420	2,205	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	4,365	3,735	-	-
I	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	5,940	4,500	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	8,730	6,615	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	13,410	9,360	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	20,475	12,465	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
J	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	3,040	1,960	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,880	3,320	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	5,280	4,000	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	7,760	5,880	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	11,920	8,320	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	18,200	11,080	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,660	1,715	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,395	2,905	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	4,620	3,500	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	6,790	5,145	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	10,430	7,280	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	15,925	9,695	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
L	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,280	1,470	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,910	2,490	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,960	3,000	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	5,820	4,410	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	8,940	6,240	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	13,650	8,310	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,900	1,225	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,425	2,075	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,300	2,500	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	4,850	3,675	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	7,450	5,200	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	11,375	6,925	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
N	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,520	980	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,940	1,660	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	2,640	2,000	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	3,880	2,940	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	5,960	4,160	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	9,100	5,540	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,140	735	-	-
O	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,455	1,245	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,980	1,500	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	2,910	2,205	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	4,470	3,120	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	6,825	4,155	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
P	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	760	490	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	970	830	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,320	1,000	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,940	1,470	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	2,980	2,080	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	4,550	2,770	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	380	245	-	-
Q	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	485	415	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	660	500	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	970	735	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	1,490	1,040	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	2,275	1,385	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	3,565	1,885	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,295	2,550	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,940	3,385	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,685	3,775	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,540	4,235	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,535	4,735	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,710	5,285	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
R	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	76	49	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	97	83	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	132	100	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	194	147	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	298	208	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	455	277	-	-
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	713	377	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	1,059	510	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	1,388	677	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	1,537	755	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	1,708	847	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	1,907	947	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	2,142	1,057	-	-

配偶者			
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
1,200	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	912	588
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,164	996
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,584	1,200
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	2,328	1,764
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	3,576	2,496
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	5,460	3,324
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	8,556	4,524
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	12,708	6,120
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	16,656	8,124
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	18,444	9,060
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	20,496	10,164
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	22,884	11,364
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	25,704	12,684
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	760	490
1,000	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	970	830
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,320	1,000
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,940	1,470
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	2,980	2,080
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	4,550	2,770
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	7,130	3,770
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	10,590	5,100
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	13,880	6,770
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	15,370	7,550
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	17,080	8,470
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	19,070	9,470
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	21,420	10,570

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
800	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	608	392
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	776	664
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,056	800
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,552	1,176
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	2,384	1,664
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	3,640	2,216
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	5,704	3,016
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	8,472	4,080
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	11,104	5,416
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	12,296	6,040
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	13,664	6,776
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	15,256	7,576
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	17,136	8,456
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	456	294
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	582	498
600	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	792	600
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,164	882
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	1,788	1,248
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	2,730	1,662
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	4,278	2,262
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	6,354	3,060
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	8,328	4,062
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	9,222	4,530
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	10,248	5,082
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	11,442	5,682
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	12,852	6,342

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
400	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	304	196
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	388	332
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	528	400
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	776	588
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	1,192	832
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	1,820	1,108
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,852	1,508
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,236	2,040
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,552	2,708
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,148	3,020
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,832	3,388
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,628	3,788
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,568	4,228
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	152	98
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	194	166
200	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	264	200
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	388	294
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	596	416
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	910	554
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	1,426	754
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	2,118	1,020
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	2,776	1,354
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	3,074	1,510
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	3,416	1,694
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	3,814	1,894
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	4,284	2,114

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
100	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	76	49
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	97	83
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	132	100
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	194	147
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	298	208
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	455	277
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	713	377
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	1,059	510
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	1,388	677
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	1,537	755
73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	1,708	847	
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	1,907	947
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	2,142	1,057

こども			
申込金額(万円)	月払保険料(円)		
400	280		
200	140		
100	70		

- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和8年4月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

加入者専用コース(新規・コース変更による加入はできません。)

保障額と保険料

加入対象区分: 本人

年齢 【保険年齢】	申込 コース	年金 受取期間	年金月額	月額給付年金 受取総額	年金原資 【死亡・高度障害保険金】	月 払 保 険 料	
						男性	女性
46~50歳	A	15年	約 14.0 万円	約 2,534 万円	2,390 万円	4,637 円	3,513 円
	B	10	14.8	1,780	1,720	3,337	2,528
	C	10	10.3	1,242	1,200	2,328	1,764
	D	5	11.7	707	700	1,358	1,029
51~55歳	A	10	12.9	1,552	1,500	4,470	3,120
	B	7	12.7	1,070	1,050	3,129	2,184
	C	5	11.6	696	690	2,056	1,435
	D	5	7.0	424	420	1,252	874
56~60歳	T	7	18.2	1,529	1,500	6,825	4,155
	A	5	19.0	1,141	1,130	5,142	3,130
	B	5	11.7	707	700	3,185	1,939
	C	5	8.7	525	520	2,366	1,440
	D	5	6.7	404	400	1,820	1,108

61歳以降の方

年齢 【保険年齢】	申込 コース	死亡・高度障害 保険金(一時金)	月 払 保 険 料	
			男性	女性
61~65歳	T,A,B	500万円	3,565 円	1,885 円
	C,D	400万円	2,852	1,508
66~70歳	T,A,B	500万円	5,295	2,550
	C,D	400万円	4,236	2,040
71歳	T,A,B	500万円	6,940	3,385
	C,D	400万円	5,552	2,708
72歳	T,A,B	500万円	7,685	3,775
	C,D	400万円	6,148	3,020
73歳	T,A,B	500万円	8,540	4,235
	C,D	400万円	6,832	3,388
74歳	T,A,B	500万円	9,535	4,735
	C,D	400万円	7,628	3,788
75歳	T,A,B	500万円	10,710	5,285
	C,D	400万円	8,568	4,228

加入取扱いに関するご注意

- 保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例)保険年齢40歳=令和8年4月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもは保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

こども成長支援制度について

組合員に万一(死亡)があった場合のお子さまの
養育費の準備ができるようになりました。

「グループ共済(生命保険部分)」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「グループ共済(生命保険部分)」に加えて、受取人をこどもとし、養育資金としてお受け取りいただく「こども成長支援制度」が付加できるようになりました。



こども成長支援制度とは?

現在	万一(死亡)の場合に備えておくべき費用
毎月の生活費	こどもの養育費
家族の生活費	

こども成長支援制度で この部分をカバー

今までの制度で
足りなかった部分

貯蓄等

「グループ共済(生命保険部分)」

公的遺族年金



制度内容

本人が死亡のとき

こども成長支援制度の受取イメージ

17歳 (アコース)	年金受取月額 約8.4万円×5年	受取総額 約505万円
12歳 (イコース)	年金受取月額 約8.6万円×10年	受取総額 約1,035万円
7歳 (イコース)	年金受取月額 約5.8万円×15年	受取総額 約1,060万円

こども成長支援制度の受取例

【年金原資(死亡保険金)500万円(アコース)・1,000万円(イコース)】

こども年齢	中学生まで			高校生以上
	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~22歳
コース	年金原資1,000万円(イコース)			
年金受取月額	約4.5万円	約5.8万円	約8.6万円	約8.4万円
受取期間(例)	20年	15年	10年	5年
受取総額	約1,086万円	約1,060万円	約1,035万円	約505万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取月額は子ども支援給付金受取時に選択いただけます。(一時金での受取も可能です)

月払保険料

(単位:円)

本人保険年齢	500万円(アコース)		1,000万円(イコース)	
	男性	女性	男性	女性
18~35歳	380	245	760	490
36~40歳	485	415	970	830
41~45歳	660	500	1,320	1,000
46~50歳	970	735	1,940	1,470
51~55歳	1,490	1,040	2,980	2,080
56~60歳	2,275	1,385	4,550	2,770
61~65歳	3,565	1,885	7,130	3,770
66~70歳	5,295	2,550	10,590	5,100
71歳	6,940	3,385	13,880	6,770
72歳	7,685	3,775	15,370	7,550
73歳	8,540	4,235	17,080	8,470
74歳	9,535	4,735	19,070	9,470
75歳	10,710	5,285	21,420	10,570

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和8年4月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

●記載のこども成長支援制度の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

【こども成長支援制度の取扱い】

こども成長支援制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

こども成長支援制度のみの加入はできません。「グループ共済(生命保険部分)」本人コースとセットで加入してください。

こども成長支援制度は「グループ共済(生命保険部分)」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●死亡保険金受取人となるこどもは最大4人までです。

●期中のこども成長支援制度のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。
本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。

●団体種別ごとの上限保険金額、本人コースの保険金額、およびこども成長支援制度の最高保険金額の合計により、本人コースごとにこども成長支援制度の申込可能人数が決定

＜例＞(上限保険金額5,000万円)、こども成長支援制度保険金額設定が500万円、1,000万円の場合

本人コース保険金額	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
こども成長支援制度 申込可能人数	4名	3名	2名	1名	0名

お取り扱いについて

加入資格	<p>本人…組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満18歳以上満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>こども…本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満2歳6ヵ月を超え満22歳6ヵ月までの方</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人</p> <p>【現在の就業状態】</p> <p>申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。</p> <p>(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・こども</p> <p>【現在の健康状態】</p> <p>申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。</p> <p>(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・こども共通</p> <p>【過去12ヵ月以内の健康状態】</p> <p>申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p> <p>※こども成長支援制度ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)で以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回は4月分から)半年払保険料は賞与から控除します。(初回は6月分から)
	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
	<ul style="list-style-type: none"> ●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>
	<p>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p>

高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	<p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)ことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 2. 高度障害保険金について <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
保険会社からのお願い・ご注意	<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社



グループ共済プラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人										
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき						障害年金 1級、2級 のとき 【障害初期 給付金】 (万円)		
		月額給付			ボーナス給付(年2回)					
		年金原資 [死亡・高度 障害・障害 保険金] (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 [死亡・高度 障害・障害 保険金] (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	
R2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,500	25	12.9	3,893	500	25	11.1	556	400.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
S1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,000	20	13.5	3,258	1,000	20	27.1	1,086	400.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
S2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,000	20	13.5	3,258	500	20	13.5	543	350.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
T1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086	350.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-

本人										
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき 【障害初期 給付金】 (万円)
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 [死亡・高度 障害・障害 保険金] (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 [死亡・高度 障害・障害 保険金] (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	
T2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543	300.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
V1	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,000	15	11.7	2,121	1,000	15	35.3	1,060	300.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
V2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	2,000	15	11.7	2,121	500	15	17.6	530	250.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
W2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	1,500	10	12.9	1,552	500	10	25.8	517	200.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
X2	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	1,000	5	16.8	1,010	500	5	50.5	505	150.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	400	-	-	-	100	-	-	-	-
Q	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	4,000	30	12.6	4,560	-	-	-	-	400.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-
R	18～60歳 (S40.10.2～H20.10.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-	350.0
	61～64歳 (S36.10.2～S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0
	65～75歳 (S25.10.2～S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-

本人												
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき							障害年金1級、2級のとき 【障害初期給付金】			
		月額給付				ボーナス給付(年2回)						
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 年金受取 総額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (万円)			
S	18~60歳 (S40.10.2~H20.10.1)	3,000	20	13.5	3,258	-	-	-	-	300.0		
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-		
T	18~60歳 (S40.10.2~H20.10.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-	250.0		
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-		
V	18~60歳 (S40.10.2~H20.10.1)	2,000	15	11.7	2,121	-	-	-	-	200.0		
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-		
W	18~60歳 (S40.10.2~H20.10.1)	1,500	10	12.9	1,552	-	-	-	-	150.0		
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-		
X	18~60歳 (S40.10.2~H20.10.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	100.0		
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-		
Y	18~64歳 (S36.10.2~H20.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	50.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-		
Z	18~64歳 (S36.10.2~H20.10.1)	250	5	4.2	252	-	-	-	-	25.0		
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	250	5	4.2	252	-	-	-	-	-		

申込コース		年齢【保険年齢】 (生年月日)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき							障害年金1級、2級のとき 【障害初期給付金】
				月額給付			ボーナス給付(年2回)				
年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 年金受取 総額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (万円)	
A	18~64歳 (S36.10.2~H20.10.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-	-	10.0
	65~75歳 (S25.10.2~S36.10.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定期率、予定期率、予定期率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項

-  ご注意
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
 - 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
 - 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
 - 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
 - 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
 - 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
 - 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となります。

配偶者	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
800	800
600	600
400	400
200	200
100	100

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

-  ご注意
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.86

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.87

保険料

●保険料 (単位:円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
R2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	3,150	2,275	2,730	1,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	4,095	3,640	3,545	3,150
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	5,425	4,235	4,695	3,665
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	7,770	5,950	6,730	5,150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	11,795	8,330	10,210	7,215
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	17,885	11,060	15,480	9,575
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
S1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,700	1,950	5,460	3,940
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,510	3,120	7,090	6,300
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	4,650	3,630	9,390	7,330
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	6,660	5,100	13,460	10,300
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	10,110	7,140	20,420	14,430
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	15,330	9,480	30,960	19,150
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424
S2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,700	1,950	2,730	1,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,510	3,120	3,545	3,150
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	4,650	3,630	4,695	3,665
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	6,660	5,100	6,730	5,150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	10,110	7,140	10,210	7,215
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	15,330	9,480	15,480	9,575
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
T1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,250	1,625	5,460	3,940
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,925	2,600	7,090	6,300
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,875	3,025	9,390	7,330
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	5,550	4,250	13,460	10,300
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	8,425	5,950	20,420	14,430
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	12,775	7,900	30,960	19,150
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424
T2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,250	1,625	2,730	1,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,925	2,600	3,545	3,150
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,875	3,025	4,695	3,665
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	5,550	4,250	6,730	5,150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	8,425	5,950	10,210	7,215
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	12,775	7,900	15,480	9,575
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
V1	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,800	1,300	5,460	3,940
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,340	2,080	7,090	6,300
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,100	2,420	9,390	7,330
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	4,440	3,400	13,460	10,300
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	6,740	4,760	20,420	14,430
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	10,220	6,320	30,960	19,150
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424
V2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,800	1,300	2,730	1,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,340	2,080	3,545	3,150
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,100	2,420	4,695	3,665
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	4,440	3,400	6,730	5,150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	6,740	4,760	10,210	7,215
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	10,220	6,320	15,480	9,575
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
W2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,350	975	2,730	1,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,755	1,560	3,545	3,150
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	2,325	1,815	4,695	3,665
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	3,330	2,550	6,730	5,150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	5,055	3,570	10,210	7,215
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	7,665	4,740	15,480	9,575
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424
X2	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	900	650	2,730	1,970
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,170	1,040	3,545	3,150
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,550	1,210	4,695	3,665
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	2,220	1,700	6,730	5,150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	3,370	2,380	10,210	7,215
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	5,110	3,160	15,480	9,575
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,108	1,688	4,709	2,558
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	2,864	1,520	4,339	2,303
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052	6,436	3,109
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720	8,429	4,121
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032	9,332	4,593
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400	10,369	5,151
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800	11,575	5,757
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240	12,999	6,424

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
Q	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	3,600	2,600	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	4,680	4,160	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	6,200	4,840	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	8,880	6,800	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	13,480	9,520	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	20,440	12,640	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-
R	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	3,150	2,275	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	4,095	3,640	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	5,425	4,235	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	7,770	5,950	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	11,795	8,330	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	17,885	11,060	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
S	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,700	1,950	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	3,510	3,120	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	4,650	3,630	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	6,660	5,100	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	10,110	7,140	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	15,330	9,480	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-
T	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	2,250	1,625	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,925	2,600	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,875	3,025	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	5,550	4,250	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	8,425	5,950	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	12,775	7,900	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
V	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,800	1,300	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	2,340	2,080	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	3,100	2,420	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	4,440	3,400	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	6,740	4,760	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	10,220	6,320	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-
W	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	1,350	975	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,755	1,560	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	2,325	1,815	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	3,330	2,550	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	5,055	3,570	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	7,665	4,740	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
X	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	900	650	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	1,170	1,040	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,550	1,210	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	2,220	1,700	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	3,370	2,380	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	5,110	3,160	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-
Y	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	450	325	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	585	520	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	775	605	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,110	850	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	1,685	1,190	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	2,555	1,580	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	3,885	2,110	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	3,580	1,900	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	5,310	2,565	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	10,725	5,300	-	-

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	226	163	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	293	260	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	388	303	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	556	425	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	843	596	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	1,278	790	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	1,943	1,055	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	1,790	950	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	2,655	1,283	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	3,478	1,700	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	3,850	1,895	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	4,278	2,125	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	4,775	2,375	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	5,363	2,650	-	-
A	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	90	65	-	-
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	117	104	-	-
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	155	121	-	-
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	222	170	-	-
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	337	238	-	-
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	511	316	-	-
	61~64歳 (S36.10.2~S40.10.1)	777	422	-	-
	65歳 (S35.10.2~S36.10.1)	716	380	-	-
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	1,062	513	-	-
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	1,391	680	-	-
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	1,540	758	-	-
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	1,711	850	-	-
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	1,910	950	-	-
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	2,145	1,060	-	-

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
800	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	632	416
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	800	688
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	1,080	824
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,576	1,200
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	2,408	1,688
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	3,664	2,240
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	5,728	3,040
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	8,496	4,104
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	11,128	5,440
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	12,320	6,064
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	13,688	6,800
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	15,280	7,600
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	17,160	8,480
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	474	312
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	600	516
600	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	810	618
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	1,182	900
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	1,806	1,266
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	2,748	1,680
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	4,296	2,280
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	6,372	3,078
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	8,346	4,080
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	9,240	4,548
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	10,266	5,100
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	11,460	5,700
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	12,870	6,360

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
400	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	316	208
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	400	344
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	540	412
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	788	600
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	1,204	844
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	1,832	1,120
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	2,864	1,520
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	4,248	2,052
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	5,564	2,720
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	6,160	3,032
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	6,844	3,400
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	7,640	3,800
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	8,580	4,240
	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	158	104
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	200	172
200	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	270	206
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	394	300
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	602	422
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	916	560
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	1,432	760
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	2,124	1,026
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	2,782	1,360
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	3,080	1,516
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	3,422	1,700
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	3,820	1,900
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	4,290	2,120

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
100	18~35歳 (H2.10.2~H20.10.1)	79	52
	36~40歳 (S60.10.2~H2.10.1)	100	86
	41~45歳 (S55.10.2~S60.10.1)	135	103
	46~50歳 (S50.10.2~S55.10.1)	197	150
	51~55歳 (S45.10.2~S50.10.1)	301	211
	56~60歳 (S40.10.2~S45.10.1)	458	280
	61~65歳 (S35.10.2~S40.10.1)	716	380
	66~70歳 (S30.10.2~S35.10.1)	1,062	513
	71歳 (S29.10.2~S30.10.1)	1,391	680
	72歳 (S28.10.2~S29.10.1)	1,540	758
	73歳 (S27.10.2~S28.10.1)	1,711	850
	74歳 (S26.10.2~S27.10.1)	1,910	950
	75歳 (S25.10.2~S26.10.1)	2,145	1,060

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

グループ共済(損害保険部分)



意向確認
ご加入前の
ご確認

グループ共済(損害保険部分)は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

加入対象者 本人 配偶者 こども

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

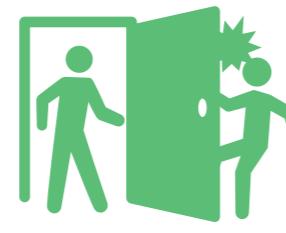
こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした



自転車乗車中に他人にケガをさせた(仕事上の事故を除く)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位:円)

補償概要・補償項目		本 人	配偶者	こども	
		Eコース	Sコース	Tコース	Uコース
傷 害	傷害により、死亡した場合 〔死亡保険金〕	320万円	320万円	320万円	320万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〔程度により〕 〔後遺障害保険金〕	12.8～ 320万円	12.8～ 320万円	12.8～ 320万円	12.8～ 320万円
	傷害により、入院した場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について〕 〔入院保険金〕	日額 4,800円	日額 4,800円	日額 4,800円	日額 4,800円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 〔ただし、1事故につき手術1回が限度〕〔状況により〕 〔手術保険金〕	2.4または 4.8万円	2.4または 4.8万円	2.4または 4.8万円	2.4または 4.8万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度〕 〔通院保険金〕	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 2,200円
	他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の賠償責任を負った場合 〔賠償責任保険金〕	10,000万円 (注▲)	—	—	—
	月 額 保 險 料	1,130	1,070	1,070	1,070

(注▲)賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.87

先進型医療サポート



意向確認
ご加入前の
ご確認

先進型医療サポートは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年5月1日(金)～令和9年4月30日(金)

加入対象者 本人 配偶者 こども

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本人・配偶者・こども	
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 2.5万円	支援給付金額 1万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	手術1回につき 支援給付金額 1万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 1万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.89

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.92

加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点でのものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額2.5万円・1万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	男性		女性	
	2.5万円	1万円	2.5万円	1万円
18～20歳 (H17.11.2～H20.11.1)	311	168	258	147
21～25歳 (H12.11.2～H17.11.1)	276	154	351	184
26～30歳 (H7.11.2～H12.11.1)	281	156	468	231
31～35歳 (H2.11.2～H7.11.1)	298	163	521	252
36～40歳 (S60.11.2～H2.11.1)	356	186	511	248
41～45歳 (S55.11.2～S60.11.1)	428	215	501	244
46～50歳 (S50.11.2～S55.11.1)	543	261	543	261
51～55歳 (S45.11.2～S50.11.1)	693	321	608	287
56～60歳 (S40.11.2～S45.11.1)	928	415	708	327
61～65歳 (S35.11.2～S40.11.1)	1,236	538	868	391
66～69歳 (S31.11.2～S35.11.1)	1,428	615	1,086	478

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
0～25歳 (H12.11.2以降に生まれた方)	2.5万円	1万円

重病克服制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

重病克服制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年5月1日(金)～令和9年4月30日(金)

加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	500万円	300万円	200万円	100万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)				
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	250万円	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内 新生物 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	50万円	30万円	20万円	10万円



(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
特定疾病の保障 ※特約を付加した場合	死亡・高度障害	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	7大疾病保険金	がん・上皮内新生物保険金	
		500万円	250万円 主契約の5割	50万円 主契約の1割	
死亡・高度障害	支払事由のいずれかに該当				500万円
悪性新生物(がん) ^(注)	支払事由のいずれかに該当	●	●	●	800万円
急性心筋梗塞	支払事由のいずれかに該当	●	●		750万円
脳卒中	支払事由のいずれかに該当	●	●		
重度の糖尿病		●			
重度の高血圧性疾患		●			
慢性腎不全		●			
肝硬変		●			
上皮内新生物				●	50万円

(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

上記以外の保険金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ! ご注意
- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 - 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
 - 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾患例 ^{※1}
----------------	-------	-----------------------------

特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	•上皮内新生物 ^{※4} •悪性黒色腫を除く皮膚がん •脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	•狭心症 •解離性大動脈瘤 •心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	•一過性脳虚血 •外傷性くも膜下出血 •未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	

7大疾病保険金

※13

※14

がん・上皮内新生物 保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき
死亡保険金	死亡されたとき
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき

- ※ 1 お支払対象とならない疾患には、前記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中にについての特定疾病保険金・7大疾病保険のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。
- ※ 14 7大疾病保険のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.85

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.101

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.97

＜保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項＞

- 所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- 税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険料

●月額保険料 (単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円・100万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性											
	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円	主契約
18~20歳 (H17.11.2~ H20.11.1)	740	325	65	444	195	39	296	130	26	148	65	13
21~25歳 (H12.11.2~ H17.11.1)	995	350	65	597	210	39	398	140	26	199	70	13
26~30歳 (H7.11.2~ H12.11.1)	1,020	400	70	612	240	42	408	160	28	204	80	14
31~35歳 (H2.11.2~ H7.11.1)	1,265	525	80	759	315	48	506	210	32	253	105	16
36~40歳 (S60.11.2~ H2.11.1)	1,720	675	100	1,032	405	60	688	270	40	344	135	20
41~45歳 (S55.11.2~ S60.11.1)	2,390	975	150	1,434	585	90	956	390	60	478	195	30
46~50歳 (S50.11.2~ S55.11.1)	4,005	1,700	235	2,403	1,020	141	1,602	680	94	801	340	47
51~55歳 (S45.11.2~ S50.11.1)	6,660	2,700	360	3,996	1,620	216	2,664	1,080	144	1,332	540	72
56~60歳 (S40.11.2~ S45.11.1)	10,440	4,600	620	6,264	2,760	372	4,176	1,840	248	2,088	920	124
61~65歳 (S35.11.2~ S40.11.1)	16,285	7,325	1,135	9,771	4,395	681	6,514	2,930	454	3,257	1,465	227
66~70歳 (S30.11.2~ S35.11.1)	24,120	10,575	1,740	14,472	6,345	1,044	9,648	4,230	696	4,824	2,115	348
71歳 (S29.11.2~ S30.11.1)	30,360	13,025	2,075	18,216	7,815	1,245	12,144	5,210	830	6,072	2,605	415

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性											
	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円	主契約
72歳 (S28.11.2~ S29.11.1)	32,805	13,900	2,195	19,683	8,340	1,317	13,122	5,560	878	6,561	2,780	439
73歳 (S27.11.2~ S28.11.1)	35,455	14,750	2,305	21,273	8,850	1,383	14,182	5,900	922	7,091	2,950	461
74歳 (S26.11.2~ S27.11.1)	38,385	15,650	2,420	23,031	9,390	1,452	15,354	6,260	968	7,677	3,130	484
75歳 (S25.11.2~ S26.11.1)	41,665	16,275	2,535	24,999	9,765	1,521	16,666	6,510	1,014	8,333	3,255	507

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性											
	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円	500万円
18~20歳 (H17.11.2~ H20.11.1)	615	325	75	369	195	45	246	130	30	123	65	15
21~25歳 (H12.11.2~ H17.11.1)	740	375	125	444	225	75	296	150	50	148	75	25
26~30歳 (H7.11.2~ H12.11.1)	945	500	160	567	300	96	378	200	64	189	100	32
31~35歳 (H2.11.2~ H7.11.1)	1,355	725	225	813	435	135	542	290	90	271	145	45
36~40歳 (S60.11.2~ H2.11.1)	2,000	1,100	305	1,200	660	183	800	440	122	400	220	61
41~45歳 (S55.11.2~ S60.11.1)	2,930	1,825	400	1,758	1,095	240	1,172	730	160	586	365	80
46~50歳 (S50.11.2~ S55.11.1)	3,700	2,375	500	2,220	1,425	300	1,480	950	200	740	475	100
51~55歳 (S45.11.2~ S50.11.1)	4,845	3,025	515	2,907	1,815	309	1,938	1,210	206	969	605	103
56~60歳 (S40.11.2~ S45.11.1)	5,975	4,025	595	3,585	2,415	357	2,390	1,610	238	1,195	805	119
61~65歳 (S35.11.2~ S40.11.1)	8,490	4,775	805	5,094	2,865	483	3,396	1,910	322	1,698	955	161
66~70歳 (S30.11.2~ S35.11.1)	11,220	6,375	905	6,732	3,825	543	4,488	2,550	362	2,244	1,275	181
71歳 (S29.11.2~ S30.11.1)	13,930	7,250	990	8,358	4,350	594	5,572	2,900	396	2,786	1,450	198

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性											
	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円	500万円
72歳 (S28.11.2~ S29.11.1)	15,300	7,525	1,025	9,180	4,515	615	6,120	3,010	410	3,060	1,505	205
73歳 (S27.11.2~ S28.11.1)	16,810	7,825	1,060	10,086	4,695	636	6,724	3,130	424	3,362	1,565	212
74歳 (S26.11.2~ S27.11.1)	18,385	8,100	1,095	11,031	4,860	657	7,354	3,240	438	3,677	1,620	219
75歳 (S25.11.2~ S26.11.1)	20,030	8,550	1,135	12,018	5,130	681	8,012	3,420	454	4,006	1,710	227

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

入院保障制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

入院保障制度は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年5月1日(金)～令和9年4月30日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 所定の手術を受けたとき、手術給付金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人	本 人・配偶者	本 人・配偶者・こども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、 継続して2日以上 入院したとき	日額 10,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
[入院給付金]	手術1回につき 手術内容に応じて 5万円・10万円・ 20万円・40万円	手術1回につき 手術内容に応じて 4万円・8万円・ 16万円・32万円	手術1回につき 手術内容に応じて 2.5万円・5万円・ 10万円・20万円	手術1回につき 手術内容に応じて 1.5万円・3万円・ 6万円・12万円

・病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

・入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

・こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

・配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

・配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

・本人が脱退した場合には、配偶者、こどもは同時に脱退となります。

・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

・本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

・手術給付金のお支払限度はありません。

・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。P.71～75

保険料

●月額保険料 (単位:円)

年齢【保険年齢】	本 人	本 人・配偶者		
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
18～20歳	2,510	2,008	1,255	753
21～25歳	3,150	2,520	1,575	945
26～30歳	3,590	2,872	1,795	1,077
31～35歳	3,790	3,032	1,895	1,137
36～40歳	3,910	3,128	1,955	1,173
41～45歳	4,320	3,456	2,160	1,296
46～50歳	5,100	4,080	2,550	1,530
51～55歳	6,470	5,176	3,235	1,941
56～60歳	8,380	6,704	4,190	2,514
61～65歳	11,330	9,064	5,665	3,399
66～69歳	15,740	12,592	7,870	4,722

年齢【保険年齢】	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳	年齢に関係なく (0～22歳) 一律 1,220	年齢に関係なく (0～22歳) 一律 732

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和8年5月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は短期入院特約・手術給付特約の保険料が含まれております。
- 記載の保険料は加入者が1,000名以上の場合の保険料であり、実際のご加入者数が異なれば、上記保険料は異なります。その場合は初回に遡って正規保険料を適用させて頂きます。
- 男女の保険料は同一保険料です。
- 配偶者は本人と同一保険料です。(同年齢の場合)

お取り扱いについて

加入資格	本人 グループ共済(生命保険部分)に加入している組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年5月1日現在満17歳6ヶ月を超える方(継続の場合は満69歳6ヶ月までの方)
	配偶者 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年5月1日現在満18歳以上満65歳6ヶ月までの方(継続の場合は満69歳6ヶ月までの方)
	こども 本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、令和8年5月1日現在満22歳6ヶ月までの方 (配偶者・こどものみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。本人が脱退した場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。)

告知内容	本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。								
	配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。								
	本人・配偶者・こども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。								
	【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。								
	※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。								
	<table border="1"><thead><tr><th>給付種類</th><th>給付事由</th><th>給付内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>入院給付金</td><td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td><td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。</td></tr><tr><td>手術給付金</td><td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病による治療を目的として所定の手術を受けたとき</td><td>手術1回につき、基準手術給付金額×5/10/20/40</td></tr></tbody></table>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。	手術給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病による治療を目的として所定の手術を受けたとき
給付種類	給付事由	給付内容							
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。							
手術給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病による治療を目的として所定の手術を受けたとき	手術1回につき、基準手術給付金額×5/10/20/40							
(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。									
●1年間(令和8年5月1日～令和9年4月30日)で、以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。									
●保険料は毎月の給与から控除します。(初回は4月分から)									
●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。									

給付内容	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
	<入院について> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
	(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。

給付金のお支払い	<入院について> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
	(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
	(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。

給付金のお支払い(続き)	(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療目的とする入院」に該当しません。
	(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設
	●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
	●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
	●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
	●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
	●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。
	●分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。
	●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。
	<入院給付金> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。

給付金のお支払い(続き)	●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。
	<手術給付金>
	●手術給付金のお支払限度はありません。
	●お支払いの対象となる手術は、手術給付表に定められている手術番号1～89の手術に限ります。
	●このうち、手術番号1～88は、皮膚の手術、筋骨手術、悪性新生物の手術など、部位等によって区分されています。
	●手術番号89は、手術番号1～88に該当しない手術で、次の条件をすべて満たす手術です。(ただし、60日間に1回の給付を限度とします) (1)入院日数が1日以上の入院中に受けた手術 (2)手術の直接の原因が入院の原因と同一 (3)公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表によって手術料が算定される手術
	引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
	保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。
	次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)とあります。
	●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)

お支払いできない場合について(解除・免責等)	(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について (解除・免責等) (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的がある、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 入院給付金・手術給付金について <ol style="list-style-type: none"> 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 その被保険者の犯罪行為 その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 その被保険者の薬物依存 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの契約内容が登録されます。</p> <p>当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。</p> <p>なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。</p> <p>各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。</p> <p>また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。</p> <p>当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の氏名、生年月日および性別 保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型)) 治療給付率 入院給付金額 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。) 契約日 <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。</p>

医療保障保険契約内容登録制度	<p><給付金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入の本人・配偶者・ご家族に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
	<p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員ではありません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p> <p>この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。</p>

保険会社からの お願い・ご注意	<p><給付金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入の本人・配偶者・ご家族に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
	<p>相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員ではありません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。</p> <p>この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。</p>

手術給付表

「手術」とは、治療を直接の目的とする下表の手術番号1~89を指します。ただし、次の①~③は手術にあたりません。

①吸引・穿刺・洗浄などの「処置」 ②神経ブロック ③輸血・点滴

また、手術番号1~88においては、器具を用い、生体に切断・摘除、およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。

手術番号	手術の種類	基準手術給付金額に対する給付倍率倍	手術番号	手術の種類	基準手術給付金額に対する給付倍率倍
§ 皮膚・乳房の手術					
1. 植皮術(25cm ² 未満は除く。)	20		32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20	
2. 乳房切斷術	20		注1(観血手術)		
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)					
3. 骨移植術(軟骨移植術は含まない。)	20		33. ヘルニア根本手術	10	
4. 骨髓炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20		34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20		35. 直腸脱根本手術	20	
注1(観血手術)			36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20	
6. 鼻骨観血手術	10		注3(開腹術)		
注1(観血手術)			37. 痔瘻・脱肛・裂肛・痔核根本手術(根治を目的としたもの。)	10	
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは含まない。)	20		38. 腎移植手術(受容者に限る。)	40	
注1(観血手術)			39. 腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20	
8. 脊椎(椎骨・椎間板を含む。)・骨盤観血手術	20		注1(観血手術)		
注1(観血手術)			40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20	
9. 鎮骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10		注1(観血手術)		
注1(観血手術)			41. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20	
10. 四肢切斷術(手指・足指を除く。)	20		注1(観血手術)		
注2(手指・足指)			42. 陰茎切断術	40	
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20		43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10	
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10		44. 陰嚢水腫根本手術	10	
注1(観血手術)、注2(手指・足指)			45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘除術は除く。)	40	
13. 筋・腱・韌帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎手術および筋・腱・韌帯に及ぼない皮下軟部腫瘍の摘出術は含まない。)	10		46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10	
注1(観血手術)、注2(手指・足指)			47. 帝王切開娩出術	10	
§ 呼吸器・胸部の手術					
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10		48. 子宮外妊娠手術	20	
15. 喉頭観血手術(咽頭・扁桃腺に対する手術は含まない。)	20		49. 子宮脱・腫脱手術	20	
注1(観血手術)			50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20	
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	20		51. 卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く。)	20	
注3(開胸術)			注1(観血手術)		
17. 胸郭形成術	20		52. その他の卵管・卵巣手術	10	
18. 縦隔腫瘍摘出術	40		53. 下垂体腫瘍摘除術	40	
§ 循環器・脾の手術					
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術は除く。)	20		54. 甲状腺手術	20	
注1(観血手術)			55. 副腎摘除術	20	
20. 静脈瘤根本手術	10		§ 神経の手術		
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	40		56. 頭蓋内観血手術	40	
注3(開胸・開腹術)			注1(観血手術)		
22. 心膜切開・縫合術	20		57. 神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20	
23. 直視下心臓内手術	40		注1(観血手術)		
24. 体内用ペースメーカー埋込術(電池交換を含む。)	10		58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40	
25. 脾摘除術	20		注1(観血手術)		
§ 消化器の手術					
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20		59. 脊髄硬膜内外観血手術	20	
27. 頸下腺腫瘍摘出術	10		注1(観血手術)		
28. 食道離断術	40		60. 眼瞼下垂症手術	10	
29. 胃切除術	20		61. 涙小管形成術	10	
30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20		62. 涙囊鼻腔吻合術	10	
注3(開胸・開腹術)			63. 結膜囊形成術	10	
31. 腹膜炎手術	20		64. 角膜移植術	10	

手術番号	手術の種類	基準手術給付金額に対する給付倍率倍
67. 緑内障観血手術	注1(観血手術)	20
68. 白内障・水晶体観血手術	注1(観血手術)	10
69. 硝子体観血手術	注1(観血手術)	10
70. 網膜剥離症手術		10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		10
72. 眼球摘除術・組織充填術		20
73. 眼窩腫瘍摘出術		20
74. 眼筋移植術		10
§ 感覚器・聴器の手術		
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術(鼓膜切開術・チューピング術は含まない。)	注1(観血手術)	20
76. 乳様洞削開術		10
77. 中耳根本手術		20
78. 内耳観血手術	注1(観血手術)	20
79. 聴神経腫瘍摘出術		40
§ 悪性新生物の手術		
80. 悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	注4(悪性新生物根治手術)	40
81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		10

手術番号	手術の種類	基準手術給付金額に対する給付倍率倍
82. その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)		20
§ 上記以外の手術		
83. 上記以外の開頭術	注3(開頭術)	10
84. 上記以外の開胸術	注3(開胸術)	10
85. 上記以外の開腹術	注3(開腹術)	10
86. 衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		10
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		10
§ 新生物放射線照射		
88. 新生物放射線照射(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		10
§ その他の入院時手術		
89. 次のすべてを満たす手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	注5(その他の入院時手術)	5
(1) 入院日数が1日以上の入院中に受けた手術		
(2) 手術の直接の原因が入院の原因と同一		
(3) 公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表によって手術料が算定される手術		
(4) 手術番号1~88以外の手術		

注1 (観血手術)

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取り扱います。

注2 (手指・足指)

「手指」とは、中手指節間関節を含まない末梢(末節骨・中節骨・基節骨の一部)の部位をいいます。「足指」とは、中足指節間関節を含まない末梢(末節骨・中節骨・趾骨・基節骨の一部)の部位をいいます。

注3 (開頭術・開胸術・開腹術)

「開頭術」とは、頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお、頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含みます。「開胸術」とは、胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお、胸膜の切開を伴う診断・検査も含みます。「開腹術」とは、腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお、腹膜の切開を伴う診断・検査も含みます。

注4 (悪性新生物根治手術)

手術番号80の「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として行なう観血手術で、原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません(手術番号82の「その他の悪性新生物手術」とします)。

注5 (その他の入院時手術)

「その他の入院時手術」の用語の定義は以下のとおりとします。

①「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

②「入院日数が1日」とは、①「入院」にあてはまる入院の日数が暦(こよみ)の上で数えて1日であることをいいます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

③「公的医療保険制度」とは、「健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律」のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

④「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

療養給付制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

療養給付制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業不能が免責期間を超えて継続したとき、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。^(注)**
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。**
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。**

給付のしくみ

…もしも病気やケガで休職となった場合



●月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 10万円 Rコース
18～19歳 (H18.4.2～H20.4.1)	7日	1年	460
20～24歳 (H13.4.2～H18.4.1)			670
25～29歳 (H8.4.2～H13.4.1)			760
30～34歳 (H3.4.2～H8.4.1)			930
35～39歳 (S61.4.2～H3.4.1)			1,180
40～44歳 (S56.4.2～S61.4.1)			1,450
45～49歳 (S51.4.2～S56.4.1)			1,740
50～54歳 (S46.4.2～S51.4.1)			2,000
55～59歳 (S41.4.2～S46.4.1)			2,140
60～64歳 (S36.4.2～S41.4.1)			2,250

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.97

療養給付制度(精神障害保障型)



意向確認
ご加入前の
ご確認

療養給付制度(精神障害保障型)は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年5月1日(金)～令和9年4月30日(金)

加入対象者 本人

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

[基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約]

保障内容		10万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回)	基準給付金 月額 10万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回)	
	<特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]	
オプション保障	第1回就業不能給付金または 第1回特定精神障害給付金が 支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	5万円

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。

ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。

(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合

オプション保障

**5
万円**
+

基本保障

不支給
期間
(20日)
**10
万円** **10
万円** **10
万円** ... **10
万円** **10
万円** **10
万円**

4/1 就業不能
状態該当
4/21 第1回
支払基準日
5/21 第2回
支払基準日
6/21 第3回
支払基準日
9/21 第6回
支払基準日
10/21 第7回
支払基準日
11/21 第8回
支払基準日
12/1 職場
復帰

※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下の支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。

給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.92

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.95

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

●月額保険料 (単位:円)

<基本保障:主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障:初期支援給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障
18~20歳 (H17.11.2~H20.11.1)	1,020	175
21~25歳 (H12.11.2~H17.11.1)	1,050	170
26~30歳 (H7.11.2~H12.11.1)	1,060	170
31~35歳 (H2.11.2~H7.11.1)	1,190	195
36~40歳 (S60.11.2~H2.11.1)	1,290	200
41~45歳 (S55.11.2~S60.11.1)	1,400	215
46~50歳 (S50.11.2~S55.11.1)	1,690	255
51~55歳 (S45.11.2~S50.11.1)	2,180	325
56~60歳 (S40.11.2~S45.11.1)	3,120	485
61~65歳 (S35.11.2~S40.11.1)	4,500	805
66~69歳 (S31.11.2~S35.11.1)	5,540	1,095

女性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障
18~20歳 (H17.11.2~H20.11.1)	1,110	245
21~25歳 (H12.11.2~H17.11.1)	1,100	215
26~30歳 (H7.11.2~H12.11.1)	1,340	250
31~35歳 (H2.11.2~H7.11.1)	1,510	265
36~40歳 (S60.11.2~H2.11.1)	1,550	260
41~45歳 (S55.11.2~S60.11.1)	1,780	270
46~50歳 (S50.11.2~S55.11.1)	2,080	310
51~55歳 (S45.11.2~S50.11.1)	2,250	345
56~60歳 (S40.11.2~S45.11.1)	2,770	415
61~65歳 (S35.11.2~S40.11.1)	3,690	615
66~69歳 (S31.11.2~S35.11.1)	3,890	695

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



意向確認
ご加入前の
ご確認

医療プランは、病気による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 病気で継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円】

保障内容	本人・配偶者			
	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
病気で継続して5日以上入院のとき 【入院給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	日額4,000円 ×(入院日数-4日)	日額3,000円 ×(入院日数-4日)	日額2,000円 ×(入院日数-4日)	日額1,000円 ×(入院日数-4日)
所定の集中治療室管理を受けられたとき 【集中治療給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	日額4,000円 ×集中治療室管理日数	日額3,000円 ×集中治療室管理日数	日額2,000円 ×集中治療室管理日数	日額1,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 【手術給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	手術の種類に応じて 4・8・16万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 2・4・8万円	手術の種類に応じて 1・2・4万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院したとき 【手術後療養給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	1回の手術につき 4万円	1回の手術につき 3万円	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 1万円
死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 ※無配定期保険(Ⅱ型)より	50万円	37.5万円	25万円	12.5万円

●疾病の発生(発病)には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.95

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.101

保険料

●月額保険料 (単位:円)

＜保険期間1年、集団扱月払＞

＜疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円＞

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者				女性				
	男性	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	女性	4,000円	3,000円	2,000円
18～20歳 (H17.10.2～H20.10.1)	1,072	804	536	268	1,060	795	530	265	
21～25歳 (H12.10.2～H17.10.1)	1,124	843	562	281	1,104	828	552	276	
26～30歳 (H7.10.2～H12.10.1)	1,184	888	592	296	1,172	879	586	293	
31～35歳 (H2.10.2～H7.10.1)	1,236	927	618	309	1,224	918	612	306	
36～40歳 (S60.10.2～H2.10.1)	1,316	987	658	329	1,304	978	652	326	
41～45歳 (S55.10.2～S60.10.1)	1,440	1,080	720	360	1,416	1,062	708	354	
46～50歳 (S50.10.2～S55.10.1)	1,768	1,326	884	442	1,728	1,296	864	432	
51～55歳 (S45.10.2～S50.10.1)	2,008	1,506	1,004	502	1,936	1,452	968	484	
56～60歳 (S40.10.2～S45.10.1)	2,404	1,803	1,202	601	2,268	1,701	1,134	567	
61～65歳 (S35.10.2～S40.10.1)	3,252	2,439	1,626	813	3,004	2,253	1,502	751	
66～70歳 (S30.10.2～S35.10.1)	4,632	3,474	2,316	1,158	4,240	3,180	2,120	1,060	
71歳 (S29.10.2～S30.10.1)	5,392	4,044	2,696	1,348	4,892	3,669	2,446	1,223	
72歳 (S28.10.2～S29.10.1)	5,724	4,293	2,862	1,431	5,180	3,885	2,590	1,295	
73歳 (S27.10.2～S28.10.1)	6,144	4,608	3,072	1,536	5,540	4,155	2,770	1,385	
74歳 (S26.10.2～S27.10.1)	6,664	4,998	3,332	1,666	5,992	4,494	2,996	1,498	
75歳 (S25.10.2～S26.10.1)	7,244	5,433	3,622	1,811	6,488	4,866	3,244	1,622	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	85
保険金・給付金をお支払いできない場合について	86
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	86
グループ共済プラス	86
グループ共済(損害保険部分)	87
先進型医療サポート	89
療養給付制度(精神障害保障型)	92
医療プラン	95
重病克服制度	97
療養給付制度	97
その他の	99

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

グループ共済プラス・医療プラン・重病克服制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

グループ共済プラス・グループ共済(損害保険部分)・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度・療養給付制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注療養給付制度を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
 - 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

グループ共済プラス

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合
- 障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは
- 障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
- 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 - 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 障害初期給付金の対象となる障害状態とは**
- 障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
 7. そしゃくの機能を欠くもの
 8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 9. 両上肢の手や指およびひとさし指または中指を欠くもの
 10. 両上肢の手や指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
 12. 1上肢のすべての指を欠くもの
 13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 14. 両下肢のすべての指を欠くもの
 15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
 16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
 17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
 18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 19. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合せください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ共済(損害保険部分)

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払する場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度

入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然の外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折・転倒・火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
 - ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
- ①長管骨(注3)または脊柱
 - ②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
 - ③肋(ろっ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ④頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下頸を一体化して固定した場合に限ります。
- (注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります)、線副子等(上下頸を一体化して固定した場合に限ります)およびハローベースをいいます。
- (注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
- (注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大脛(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。
- (注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (○) : 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払できないことがあります。
- (○) : 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★) : 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

ご注意いただきたいこと

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたことは	
・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

先進型医療サポート

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

●「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。

●入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。

●被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。

●入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。

●傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。

●美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

●「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。

●外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

●診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。

●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。

●手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。

●「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

●「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。

●美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

●「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。

●外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

●診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。

●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

●先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

●「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。

・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
・先進医療以外の評価療養のための費用

・選定療養のための費用
・食事療養のための費用
・生活療養のための費用

●治療を受けた時点で、次の1~3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。

1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
2. その医療技術ごとの「適応症」
3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

上記1~3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

●先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。

●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

ご注意いただきたいこと

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき
外来手術給付金	●その被保険者の故意または重大な過失によるとき
外来放射線治療給付金	●その被保険者の犯罪行為によるとき
先進医療給付金	●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
	●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
	●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
	●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
	●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
	●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。

(1) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5行コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5行コード

新生物の性状を表す第5行コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、統発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2) 平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腫部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

療養給付制度(精神障害保障型)

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<p>＜第1回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p>＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき</p>	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<p>＜第1回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p>＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき</p>	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	<p>傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき</p> <p>特定精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき</p>	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3) (注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

ご注意いただきたいこと

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

①第1回支払基準日

第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)

②第2回以降の支払基準日

第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

●「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
心理的発達の障害	F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

①その被保険者についてのこの特約の加入日以後の就業不能状態であること

②その被保険者についてのこの特約の加入日以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること

③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

①第1回特定支払基準日

第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)

②第2回以降の特定支払基準日

第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき

①その被保険者のこの特約の加入日以後の所定の就業不能状態であること

②その被保険者のこの特約の加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること

③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること

④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること

・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき

①その被保険者のこの特約の加入日以後の特定就業不能状態であること

②その被保険者のこの特約の加入日以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること

③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること

④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。

①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき

②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき

③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき

②この保険契約(または特約)が解約されたとき

③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(※1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(※2)	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F79
心理的発達の障害	F80-F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

(※1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(※2)薬物依存に該当するものを除きます。

ご注意いただきたいこと

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的原因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

医療プラン

■保険金・給付金のお支払いについて

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

●入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

<主契約からの給付>

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

<特約(疾病入院特約(2001))からの給付>

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、その特約の保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金額×(入院日数-4日)をお支払いします。 ※1回の入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金 (疾病入院特約(2001)より)	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。

●次の3つの入院は、疾病入院特約(2001)による入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

【転院または再入院された場合】
●入院給付金のお支払いについて、転院または再入院をした場合、転院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一または医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

●「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

<ご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院120日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

●対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。	悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
	急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。

- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

●注意いただきたいこと

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
疾病入院特約 (2001)の給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金に関しては、被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●入院給付金、集中治療給付金に関しては、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいざれも他覚所見のないとき

重病克服制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

療養給付制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

■補償対象期間について

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- ①その身体障害の治療のため、入院していること
- ②①以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1ヶ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12ヶ月の平均月間所得注額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

注所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをおいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。また、補償対象期間中の就業不能である期間に1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月=30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返り金としてお支払いただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返り金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返り金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません注。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。

●保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。

●医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。また、治療中以外の期間についても対象にならない場合があります。

●片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業不能状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきれいことがあります。

ご注意いただきたいこと

など

その他

補償の重複について

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されます。しかし一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約
所得補償保険	各種賠償責任補償特約 所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

医療プラン・重病克服制度

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

グループ共済プラス・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

事故が発生したときは、事故の発生の日注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

注)下線部分について

【療養給付制度】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

療養給付制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出してください(義務(告知義務)があります)。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできませんことがあります)。
- ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

医療プラン・重病克服制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業不能を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

グループ共済プラス・先進型医療サポート・療養給付制度(精神障害保障型)・医療プラン・重病克服制度

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお問い合わせしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808(ナビダイヤル(有料))
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogi.jp/>」をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。
- 【グループ共済(損害保険部分)】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ~あなたのご契約内容が登録されます~

先進型医療サポート

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。

上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seihohogi.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

グループ共済(損害保険部分)・療養給付制度

有限会社高知共済会 電話番号：088-823-3213

明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811

『Web事故連絡システム』のご案内

＼事故連絡をWebで報告できるようになりました！／

スマートフォンやパソコンにて手続きが可能となり、利便性・安全性・迅速性が向上

■ 手書き不要 ■ FAX等の送信不要 ■ 事故連絡授受のスピードの向上

入力はいつでも・どこでも対応可能ですので、ご利用をおすすめします。

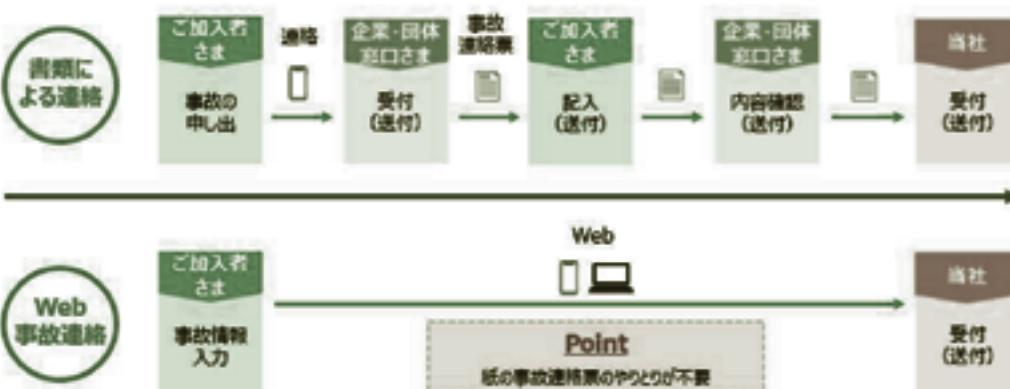
1. ご利用対象

Web事故連絡のご利用対象は、「任意加入型団体保険」の下表の種目となります。

保険種目	担保	
傷害保険	ケガ（傷害補償）	・ 入院、通院、手術、後遺障害、死亡
	モノ（物損）	・ 携行品損害補償 ・ 住宅内生活用動産補償
	損害賠償	・ 個人賠償責任補償 ・ レンタル用品賠償責任補償 ・ 地方公務員賠償責任補償 ・ 受託品賠償責任補償
	キャンセル費用	・ キャンセル費用補償
所得補償保険	• 所得補償（STD） • 団体長期障害所得補償（GLTD） • 入院による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償（HLTD） • 特定3 疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償（DD-LTD） • 債務返済支援特約付団体長期障害補償（CLTD）	

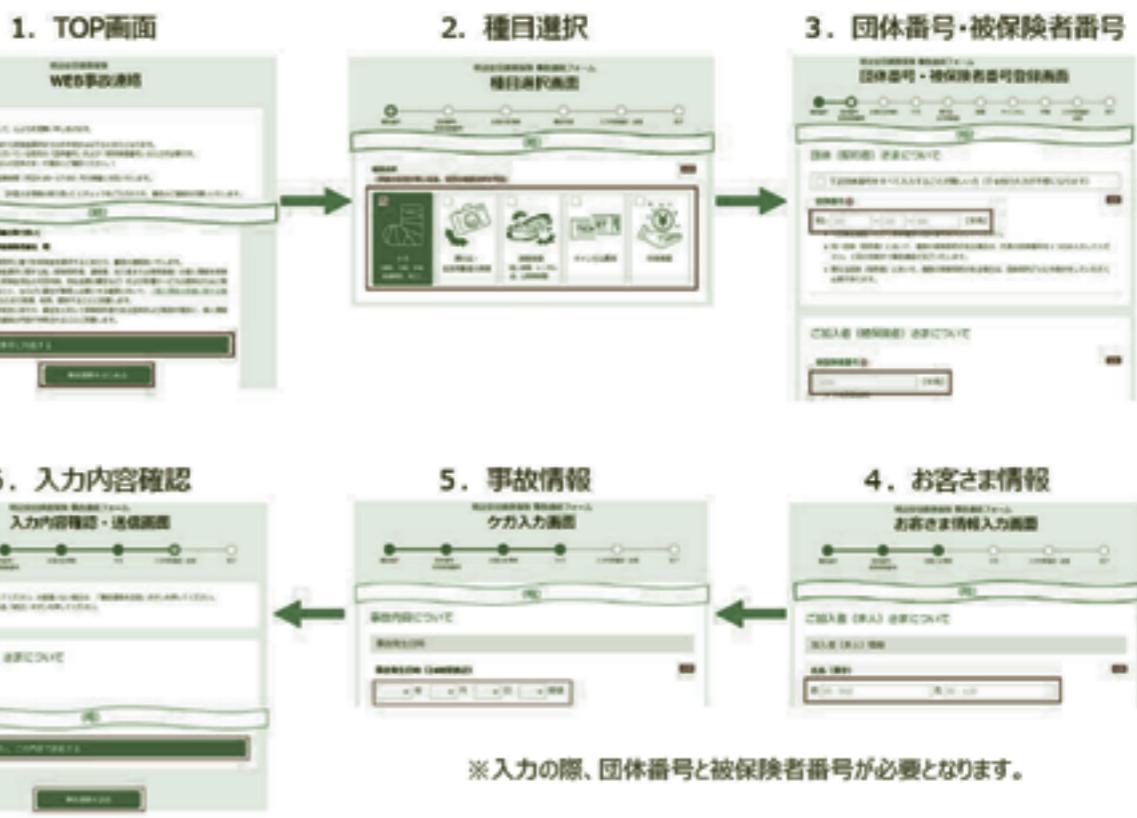
2. 導入後のフロー

従来、書類で行なっていた事故連絡がWeb化されるため、事故連絡にかかる事務負荷が大幅に削減され、ご加入者さまが保険金請求書を受領するまでの所要日数も短縮できます。



※事故受付後の請求書発送・返信の手順については、従来と変更はございません。

3. 画面イメージ



4. 導入メリット

ご加入者さま、企業・団体窓口さまの事故連絡にかかる手続の負荷を軽減することができます。

ご加入者さま

メリット

- パソコンやスマートフォンから手続き可能
- 事故連絡票の取り寄せ不要
- 事故連絡票の記入不要
- 請求書類の受領までの日数短縮

企業・団体窓口さま

メリット

- 加入者および当社との事故連絡票のやりとりが不要となり、作業時間と費用を削減
- 事故連絡票の記入内容の確認作業が不要

5. アクセス方法

明治安田損害保険の公式ホームページまたは二次元コードからアクセスしてください。

明治安田損保公式HP

<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

Web事故連絡システムTOP画面



明治安田損保

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-11-1

■留意事項■

- ・入力完了後、当社損害サービス担当者からご連絡させていただく場合がございます。



入院・手術給付金等の Web請求のご案内

入院や手術に伴う給付金等は、団体保険専用ポータルサイト
「みんなのMYポータル」にてWeb請求いただけます。
本ご案内をご一読のうえ、この機会にぜひご利用ください。



1. ご利用対象

Web請求のご利用対象は、下表の保険商品で組合員本人が受取人となる給付金のご請求です。(下図の「○」に該当の方)

保険商品	ご加入者		
	本人	配偶者	子ども
入院保障制度(医療保障保険(団体型)、先進型医療サポート(無配当団体医療保険))	○	○	○
医療プラン(無配当定期保険(Ⅱ型))	○	×	×

※ご加入商品が不明な場合は、「みんなのMYポータル」のご加入内容一覧や「ご加入内容のお知らせ」をご確認いただくか、団体窓口にお問い合わせください。

2. 手続き可能な給付金

Web請求いただけるのは、以下の給付金です。

入院に対する給付金 手術や放射線治療などに対する給付金

ただし、次のいずれかに該当する場合はWeb請求できません。

該当する場合は団体窓口に所定請求書類をご依頼いただき、書面でお手続きください。

- ・高度障害保険金、重病克服制度(特定疾病保険金)、医療プラン(集中治療給付金)や先進型医療サポート(先進医療給付金)等を同時にご請求の場合
- ・組合員本人以外が受取人になる給付金を同時にご請求の場合
- ・入院日や手術日が3年以前の日付のご請求の場合

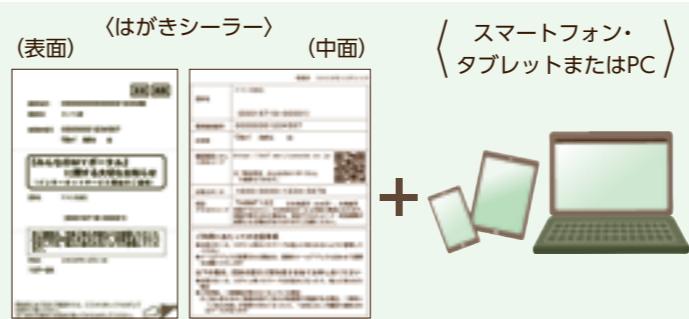
3. お手続きの流れ

①はじめに

Web請求のご利用には「みんなのMYポータル」への登録が必要です。

(※はがきシーラーがお手元にない場合は団体窓口にお問い合わせください)

～未登録の方は新規登録してください～



新規登録の詳細は
動画をご確認ください
(約2分)



<https://www.meijiyasuda-minmytetudoku-kanyusyawn.jp/001/>

②ご用意いただく書類とご提出方法

- 領収書
- 診療明細書
- 入院診療計画書(医療プラン)
- 手術同意書(医療プラン)

*1: 書類が20枚を超える場合はWeb請求できませんので書面でお手続きください。

*2: ファイル形式は「.jpg」「.jpeg」「.png」「.gif」、ファイルサイズは1ファイルあたり8MBまでとなります。

*3: iPhone7以降等をご利用の場合、「カメラ」の設定画面から「フォーマット」を「互換性優先」に変更してください。

必要書類をご用意いただき、スマートフォンやタブレットのカメラ機能を利用して撮影してください。

③お手続きの開始

- 「みんなのMYポータル」にログイン
- 手続き画面の説明に沿って必要項目を入力
- 必要書類をアップロード(画像の追加)

「みんなのMYポータル」ログイン画面へ

<https://be7.meijiyasuda.co.jp>

《参考》お手続きの流れを確認

(1) 事前準備および手続き画面までの流れを動画でご確認ください(約3分)



<https://www.meijiyasuda-minmyseikyu-junbi.jp/>

(2) 必要書類のアップロード(画像の追加)手順を動画でご確認ください(約2分)



<https://www.meijiyasuda-minmyseikyu-upload.jp/>

■留意事項■

- Web請求できる給付金についても、従来どおり書面でご請求いただけます。
- Web請求できない保険金や給付金のご請求が同時にあら場合は、書面でご請求ください。
- Web請求手続き後の不備やご請求案内については、従来どおり団体窓口から書面で通知いたします。
- その後のお手続きについても書面で行います。
- Web請求の申請・請求手続きが正しく行われた場合でも、給付金をお支払いできないことがあります。

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き継ぎ契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: <https://www.meijiyasuda.co.jp/>、明治安田損害保険株式会社: <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

一般財団法人高知県市町村職員互助会

088-824-1306

〒780-0870 高知県高知市本町5丁目3-20
受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル
2階
受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間 9:00~17:00まで